

#### 提案基準5 「既存建築物の建替等に伴う形質の変更」

既存建築物の建替等に伴い形質の変更が生じる場合で、次に掲げる要件に該当し、やむを得ないと認められるものについては、法第34条第14号の規定により開発審査会に付議することとする。

- 1 敷地の現況を著しく変更することなく、土地利用計画が行われていること。
- 2 予定建築物は従前と同一の用途であり、かつ、その規模及び構造が従前と著しく異ならないものであること。

#### <留意事項>

- ア 区画変更を伴うものは本提案基準の対象としない。
- イ 建替等の規模は、法第43条第1項の許可不要の範囲内であること（提案基準9「既存建築物の建替等」参照）。